



RI会長 ステファニー・アーチツク
2640 地区ガバナー 野村 壮吾

2024-2025年

Rotary District 2640 Japan



創立50周年
ROTARY CLUB OF KAINAN EAST

海南東ロータリークラブ

会長 田岡 郁敏 幹事 楠部 均 SAA 前田 誠吏

第 2222 回例会

2025 年 6 月 9 日(月)



海南商工会議所 4F 12:30～

会員卓話 「相続・贈与について」

岸 友子 君



1. 開会点鐘

2. ロータリーソング

「我等の生業」

3. ゲスト紹介

米山記念奨学生 喬曉璐(キョ シル)さん
りら創造芸術高等学校 世界民族祭実行委員会の皆様

4. ビジター紹介

和歌山 RC	野井 和重 様	松井 良樹 様
和歌山城南 RC	東 徹 様	武野 英紀 様
有田 2000RC	永石 睦巳 様	

5. 出席報告

会員総数 40 名 出席者数 29 名

出席義務規定適用免除会員 2 名

出席率 76.32% 前回修正出席率 78.95%

6. 会長スピーチ

会長 田岡 郁敏 君



皆さまこんにちは。先程 SAA より紹介していただきましたが、本日はビジターとして和歌山ロータリークラブ会長の野井和重(のいかずしげ)様、同じく和歌山ロータリークラブ幹事の松井良樹(まついよしき)様、和歌山城南ロータリークラブより東 徹(あずまとおる)様、同じく和歌山城南ロータリークラブの武野英紀(たけのひでき)様、また、お客様として私立りら創造芸術高等学校で世界民族祭実行委員長の北村祥子(きたむらしょうこ)様、在校生の荒井杜和(あらいとわ)様、「りらファミリー」会長で有田 2000 ロータリークラブのメンバーでもいらっしゃる永石睦巳(ながいしむつみ)様においでいただいております。紀美野町で開催されます世界民族祭についてお話いただけるとの事があります。後ほどよろしくお願いたします。それから先日私たちの家族例会の淡路島のバス旅行にも参加していただきました、米山奨学生のキョ・シルさんにもお越しいただいております。本日は皆様お忙しい中お越しく下さりありがとうございます。ごゆっくり交流

を深めていただければと思います。

本日は会員卓話として前年度会長で税理士の岸友子さんに「相続・贈与について」とのタイトルでお話ししていただきます。遠くて身近なそしてなかなか人に聞きづらい問題です。岸さん、どうぞよろしくお願い致します。

先週6月3日にプロ野球の永遠のスーパースター長嶋茂雄さんが89歳で永眠されました。私も子供のころ東京ドームの前にあった後楽園球場で巨人戦を観戦して実際にプレーを見た記憶があります。その時はもうベテランでしたがセカンドに盗塁するなどハツラツとしたプレーを見たことを鮮明に覚えています。背番号3と同じ3日に亡くなることなど、最後まで長嶋さんだなと感じるニュースでした。ご冥福をお祈り申し上げます。

また、おととい6月7日に国道42号線、有田海南道路小南冷水間が開通しました。私も昨日家族で走ってみました。海南サクスまで自宅から10分かかるので行くことが出来ました。今後は有田市の野地区まで計画されているそうです。最後に10日後の木曜日から、いよいよカナダのカルガリーで開催されるロータリー世界大会に向けて当クラブからも会長、幹事、ご家族含めて6名が出発いたします。

同時期に姉妹クラブの台湾彰化東南ロータリークラブの30周年記念式典にも6名がお祝いに駆けつける予定です。そのため6月23日に開催される予定であった例会は休会となり6月最終週の30日に最終例会が開催されます。皆様お間違えの無いようお願いいたします。

7. 幹事報告

幹事 楠部 均 君

○例会臨時変更のお知らせ

岩出 RC 6月19日(木) 18:00～

慰勞例会 犬鳴温泉 不動口館

海南西 RC 6月26日(木) 19:00～

がんこ和歌山六三園

○休会のお知らせ

岩出 RC 6月26日(木)

○6月のロータリーレート

1\$ = 144 円

6月は ロータリー親睦活動月間

四つのテスト 実行はこれに尽きるから

①真実かどうか ③好意と友情を深められるか
②みんなに公平か ④みんなのためになるかどうか



事務所 〒642-0002

海南市日方 1294 (海南商工会議所 4F)

TEL:073-483-0801 FAX:073-483-2266

<http://www.kainaneast-rc.jp>

E-mail: info@kainaneast-rc.jp

寺下 卓 君

喬曉璐(キヨ シル)さん



りら創造芸術高等学校



岸 友子 君



1.生前贈与財産の相続財産への
加算の期間の延長 相続開始前3
年前以内 ⇒ 7年前以内

与贈税課算精時続目

3. 年110万円の基礎

3. 年110万円の基礎控除の創設

お知らせ

(令和6年1月1日以後に贈与を受ける方へ)

令和6年分の贈与から贈与税・相続税の計算方法が変わります

改正の概要

相続時特精算課税

☐ に相続税を課税

(改正) 毎110万円の基礎控除の税額

相続時特精算課税選択時の贈与

贈与 税

相続時特精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計から、**基礎控除額(=100万円)**を控除し、**特別控除(=最大200万円)**の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税を算出します。

(注) 45.5万円のおおきさで繰りこまれます。

相続 税

相続時特精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与資産の贈与時の価額から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税

☐ に相続税を課税

(改正) (改正)

生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内で延長

延長された4年間の贈与により取得した財産の価額については、毎年100万円まで加算対象外

それ以前の贈与

延長された4年間の贈与

相続開始前3年以上の贈与

相続財産

贈与 税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計から**基礎控除額100万円**を控除した残額に、一般税率又は特別税率の低い税率を適用して、贈与税を算出します。

相続 税

相続又は贈與により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に一般贈與人からより取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に算入します。ただし、**延長された4年間**に贈与により取得した財産の価額については、**額面100万円まで加算されません**。

○上記改正事項の結核、相続時特精算課税に係る文書又は建物の価額の増減が反映されました。

※ 関係法令（令和6年度）の公布による変更は随時掲載する予定です。資料のホームページへ <https://www.rnta.go.jp/> の「関係法令（令和6年度）」をご覧ください。

改正1

相続時精算課税に係る基礎控除の創設

贈与税・相続税

相続時精算課税を適用(※)した特受者(以下「相続時精算課税適用者」といいます。)が、特受遺贈者(※)が**令和6年(平成28年)1月1日以後**に受贈りより取得した財産に係るその半分の特受者については、最年長特受者(※)の死亡時に、贈与の基礎控除額が**基礎控除額110万円(※)**の特受控除されます。

また、特受遺贈者以外の贈与に係る基礎控除額が**特受控除**として特受適用者から**令和6年(平成28年)1月1日以後**に贈りより取得した財産の範囲で、**基礎控除額**として特受適用者の死亡時に特受控除されます。

例

1 相続時精算課税を適用して、1特受者(受贈者)が平成27年1月1日において60歳未満で、受贈者が80歳において18歳以上で、かつ、贈り受贈り双方の贈与者の関係である基礎親類又は孫である受贈者に適用することができるが、なお、相続時精算課税を適用しない特受者との贈りにより取得した財産の範囲において特受適用者に適用することはできません。

2 特受適用者又は、相続時精算課税適用者に、特受適用者(受贈者)を、特受適用者以外の受贈者に対して特受適用者(受贈者)に適用することはできません。

3 平成27年1月、タムタム以上の特受適用者から、贈りにより財産を相続に適用した基礎控除額110万円は、特受適用者ごとの贈与の基礎控除額である分です。

(※) 相続時精算課税を適用しない特受者、その特受遺贈者からの贈りにおいて特受適用者の基礎控除の適用はできません。

改 正 後 の イ メ ージ

【例】相続時精算課税を適用した場合贈与が3,300万円、相続税が1,500万円である場合
(法定相続人：配偶者1人、子2人)

【贈与(特受適用者)】	【相続税(相続親)】	【合計(相続税)】
特受贈者 3,300万円 基礎控除額の特受適用者 3,190万円 20%課税 特受控除 2,500万円 【基礎控除】 3,190万円	相続親 1,500万円 基礎控除の特受適用者 3,190万円 【特受控除】 基礎控除額の特受適用者 3,190万円	4,690万円 < 4,800万円 0円
贈与税 1,100万円 特受控除 2,500万円	相続税 0円	1,100万円

【改正2】	【改正3】	暦年課税による生前贈与との加算対象期間等の見直し	相続税		
		相続又は贈与により財産を取得した者で、その相続開始が7年以内（改正前3年以内）にその相続に係る被相続人の暦年課税による贈与により財産取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その贈与に係る相続開始3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の10%を控除した）を相続税の課税価格に加算することとされる。			
加 算 対 象 期 間 に つ い て					
この改正は、令和6年1月1日～令和8年12月31日に贈与により取得する財産に係る相続税について適用される。					
異なった贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。					
		贈与の時期	加算対象期間		
～令和5年12月31日		相続開始時	相続開始後3年間		
		贈与者の相続開始時			
令和6年1月1日～		令和8年12月31日	相続開始後3年間		
令和9年1月1日～		令和12月31日	令和6年1月1日～令和7年7月		
		令和13年12月	相続開始後7年間		

贈与と税金	
申告期限 3月17日(月)	
暦年単位 1月1日～12月31日までの1年間を超える財産をもらった場合は、贈与税の申告が必要です。 贈与者と贈り主との関係及び相続開始の日前において「一般親族」「特別親族」のいずれかに適用します。 特別関係者・・・「一般親族」とは親族関係の区分、税率の優遇 贈与者・・・直轄専任職員・配偶者等 受贈者・・・4歳以上(贈与税の申告期1月1日時点)の本人・子・孫等 特別関係の適用を受ける場合には、表裏に同一贈与者からの贈与について、贈与者と受贈者をあらわにする書類が贈与税に課税している場合には、当該贈与税額が適用されることとなります。	受贈者1人につき基礎控除額 110万円
贈与とみなされる場合	
★ 保険金受取人以外の方が保険料を負担している生命保険金を受取った場合 ★ 著しい利益の増減が認められ受けた場合 ★ 贈与税の課税対象となる12月と前年の12月との間の譲渡があった場合、譲り受けた者がその譲渡価額と時価との差額を譲渡した者と贈り主とに取得したものとみなされる。 ★ 預金通帳の株式等証券を著しい低い価額(価面等)で譲り受けた場合、譲り受けた者がその譲渡額と時価との差額を譲渡した者と贈り主とに取得したものとみなされます。 ★ その他、債権の免除等により利益を受けた場合等	
贈与の特例	
配偶者控除 1月1日～12月31日の夫婦間(同居世帯不問(住宅と土地) 又はその購入資金の贈与があった場合、最高2,000万円まで「配偶者控除」が認められます。	
相続税課税課税制度	
(1) 贈与要件 贈与者・・・ 60歳以上の父又は祖父等 受贈者・・・ 18歳以上(贈与を受ける年の1月1日時点)の子である 贈与金額・・・ 特定受贈人及び子	贈与者1人につき特別控除額 2,500万円
(2) 贈与財産の価額から控除する金額 特別控除額	基礎控除額 110万円
(3) 贈与税率 特別控除額超過の部分に対して一律20%	
(4) 相続税計算 相続財産の価額に贈与財産の価額を加算して計算した相続税額－配偶者控除額－贈与税額	
(5) 手続要件 受贈者は、贈与を受ける年の翌年2月1日から3月15日まで、に、相続税の贈与税額を納付する「贈与税申告書」を「贈与税申告書」とともに提出	
★ 相続税課税制度とは → 一度課税した遺産を贈与することができない → 贈与税の期間内申告がない場合は特別控除の適用を受けることができない → 相続税に加重される財産の価額は贈与時時価による 等々、その期間があるためその適用は慎重に行うべきです。	
役員報酬課税	
平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に職権給・受贈者の教育資金に充てるためにその直轄専任職員等が提出した金融機関(信託会社・銀行)等に預け、贈与者となる、その総額のうち1,500万円(学費等給金は500万円限度)までは非課税となる。 ・・・役員等教育資金に充てられる ●令和3年4月1日より贈与者及び受贈者に拡大。 ①受贈者の相続税額に課税される ②受贈者が子であるときは相続税2割加算の適用あり	

住宅取得資金の提供

令和6年1月1日から令和8年3月31日までの間に、**18歳以上60歳未満**の受贈者が、結婚、子育て資金に充てるため、金融機関等からの一定の限度に達する金額を無償または低利で受贈者または受贈者の子ども等に提供し、受贈者または受贈者の子ども等に資金を返却し、受贈者または受贈者の子ども等に資金の返却を受けることとなる。

■令和3年4月1日より贈与者が死亡した場合は、受贈者がその死亡から受贈者の相続開始の日算起して2年以内

住宅取得資金等の提供

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、父親及び父親などの直系尊属から住宅取得等のために贈与を受けた場合で、下記の条件等を満たせば非課税限度額までの住宅取得等資金の贈与が課税となります

非課税限度額	若者等住宅	その他の宅
令和6年1月1日から令和8年12月31日まで	1,000万円	5,000万円

(1)要件

- ・贈与者 ・・・ 直系尊属（父・母・兄弟等）
- ・受贈者 ・・・ 18歳以上 60歳未満（令和6年1月1日時点）、**未婚単身**（子・孫等、養子の子孫等は含まれません）

かつ、その**合計所得金額が、2,000万円以下**

（前年度に住宅取得等資金が前年度の本課税に限り、合計取得金額が1,000万円以下）

(2)住宅資金の範囲

受贈者がその居住のために贈与者の金銭を**家賃**として居住又は自己の居住のために使用している期間の一定の増減の割合に充てたものの金銭として、土地や建物などの取得も含まれます。

(注)受贈者が一定の期間の一定の割合の金額を他の者の賃料等のその他の用途に充てたとき、新築費又は取得した建物等の増減の割合に充てたものとする。

(3)一定の家賃の範囲

- ・家賃は家賃の面積が**20㎡以上240㎡以下**（仮設：50㎡以上240㎡以下）
- ・月々の金額 借家賃等の家賃として以前年度内に確定されたものであること。
水増しの家賃 一定の期間の取得の日以前5年以内に確定されたものであること。
- ・床面積の2分の1以上に相当する部分が居住用途であること。

(4)居住要件

受贈者またはその年の翌年3月15日までにその金銭の全部を、要件を満たす者（その金銭の用に供する土地等を含め）の**新築、取得、改良等**の費用に充てたこと。

(5)居住要件

受贈者またはその年の翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、または居住することが確定であると見なされること。

(6)その他

その年の翌年3月15日の翌年2月1日から令和8年12月31日までの間に、非課税限度額に達する旨を記した贈与存続の通知を一定の期間を計りながら提出し、**5年以内**に改めて**申告**すること。

(7)その他

前年度または前々年度精算課税上の費用可

	非課税限度額
住宅取得等資金（非課税）＋1年度経費	最高1,000万円＋110万円＝1,110万円
住宅取得等資金（非課税）＋1年度経費課税	最高1,000万円＋2,500万円＝3,500万円

※詳細は当事務所までお問い合わせ下さい。

岸本計事務所
和歌山県和歌山市五番地15番5-1
TEL 073-482-2521 FAX 073-483-587
E-mail kishimoto@ncf.jp

13. 閉会点鐘

次回例会

第 2223回 2025 年 6 月 16(月)

ゲスト卓話 海南市危機管理課

課長 山本 博也 様

「海南市の防災への取組について」



ニコニコ・BOX

和歌山 RC	和歌山 RC で今年度会長の野井和重さ、幹事の松井良樹さんです。本日はよろしく願いいたします。
和歌山城南 RC	海南東ロータリークラブ様 本日は宜しく願いいたします。和歌山城南 RC の直前会長の東(アズマ)さんと武野さんです。
有田 2000RC	昨年は有田 2000RC25周年でお世話になりました。本日はリラの応援で参りました。よろしく願いいたします。永石睦巳さんです。
田岡 郁敏 君	ビジターの人へのお礼、岸さん、本日の卓話宜しく願いします。
楠部 均 君	〃
前田 誠吏 君	〃
岸 友子 君	久しぶりに卓話させていただきます。

そのようなタイトルにはしませんでした

1952 年、フランスの写真家アンリ・カルティエ・ブレッソンは、自身の作品集を『Images à la Sauvette(逃げ去るイメージ)』というタイトルで出版しました。アメリカの出版社は、そのタイトルが気に入らず、代わりに、本書の序文に 17 世紀の回想録作家、レツ枢機卿のエピグラフを採用しました:「この世に、決定的な瞬間を持たないものは何一つない」

カルティエ・ブレッソンは、特にそのフレーズが彼を代表するようになってしまったため、英語のタイトル『The Decisive Moment(決定的瞬間)』を好みませんでした。しかし、それは彼がほかの場所で述べた「写真とは、一瞬にして永遠を捉えることができる」という言葉を正確に反映していました。そして、このフレーズは世代を越えて写真家たちの指針となったのです。その中には、今年の写真コンテストで取り上げられたロータリアンたちも含まれるかもしれません。アドリア海の赤い屋根の町の上空に水柱が渦巻く様子、中西部の祭りで大きな火花が散る瞬間、ボツワナの泥沼を跳び越える白い牙のイボイノシシなど。これらはすべて「決定的瞬間」です。

カルティエ・ブレッソンはまた、「人間の顔の表情よりも儚いものとは何だろうか」と問いました。その答えは、今年の「世界を変える行動人」部門の受賞作品をご覧ください。2 人のロータリアンが調和の崇高な瞬間を共有している様子です。フランス人写真家がそのような瞬間を明確に表現したように、生きる行為そのものが生命として捉えられた瞬間です。

Rotary NEWS

最優秀作品

エリック・ストランド:

ファーガス・フォールズ・サンライズ RC(ミネソタ州)

栄光の炎: ノースダコタ州ファーゴの東南約数マイルにある小さな町、ローラグでは、毎年労働感謝祭の週末に「ウェスタン・ミネソタ・スチーム・スレジャーズ・リユニオン」が開催されます。夜の「スパーク・ショー」では、古式蒸気式トラクターの火室に木くずと木片が投入され、激しい爆発が夜空に黄金の滝を刻み込みます。



時間がとまる一瞬: 2025年『Rotary』誌フォトアワード

世界中の驚異の瞬間を捉えるため、ロータリー会員がカメラを構えたその先には何が写ったのでしょうか。

写真史上最も記憶に残る一枚についてのストーリーです。パリのサン・ラザール駅の後ろで、男が大きな水たまりを飛び越えようとしています。彼は決して向こう岸までたどり着くことはできませんが、水面に着地する直前のその一瞬、彼は空中に浮かび上がり、水面に映る彼の交差した足が映し出されています。これを捉えた写真家は決定的瞬間だと思いましたが、

最優秀作品: 世界を変える行動人

ジョン・バターフィールド:

ダブリン・ワージントン RC(オハイオ州)

海を越えて支え合う手と手: 25 年前、オハイオ州のダブリン・ワージントン・ロータリークラブは、ドミニカ共和国のサンティアゴ・デ・ロス・カバジェロス・ロータ



リークラブとパートナーシップを結びました。両クラブは、サンティアゴの貧困地域に住む家族と学生を支援する活動に取り組んできま

した。昨年10月、オハイオ州のクラブから代表団がサンティアゴを訪問しました。そこで、デイブ・ハンセンさん(左)は、第4060地区のバスターガバナーでサンティアゴ・クラブのベテラン会員である102歳のモリ・タラージさんと再会しました。パートナーシップの設立に尽力した両氏は、感動的な30分間の再会中、ほとんど手を握り合っていました。

その他の優秀作品

デビッド・モーズ(リンダ・ローズの配偶者):

エルスワース RC (メイン州)

壮大なイルミネーション: 銀河を背景に、メイン州のウェスト・クオディ・ヘッド灯台は、アメリカ本土の最東端に位置する高台から夜空を照らし出しています。この灯台は1808年に設立され、現在の灯台と灯台守の住居は1858年に建設されました。住居からは、温かみのある独自の多色照明が夜空を照らしします。



クリス・エドワーズ:



ホール RC (オーストラリア)
私がリーダー: ネパールのガンダキ州で、低学年の生徒がオーストラリアのホール・ロータリークラブからシュリー・バラヒ小学校に贈られたピースポールのパネルにネジを締める

作業を行っています。ホール・ロータリークラブはリーチ・フォー・ネパール財団と協力し、ネパール中央部の複数の学校の再建を支援。地震に耐えられる教室の建設や、水道・衛生設備の改善を実施しました。

モーリーン・マクゲティガン:

バリー・オブ・ザ・ムーン RC (カリフォルニア州)

多様な色が交じり合う美しさ: インドのジャイプール郊外、400年の歴史を誇るアンメル要塞から、色鮮やかな衣装をまとった4人の女性が景色を楽しんでいます。この要塞には寺院、壮麗な柱廊ホール、そしてラージャの豪華



な住居が設けられています。インドのラジャスタン州にあるほかの要塞と共に、アンメル要塞は2013年にユネスコの世界遺産に指定されました。

エリザベス・クラフト・アンダーソン:

レイク・オズウェゴ RC (オレゴン州)

ねじれて立ち上る水柱: 青空と黒雲が対峙する中、コルチュラ島とクロアチアのペリエシャツ半島を隔てる水路から水柱が立ち上ります。水温の上昇に伴



い、アドリア海は水位が上昇し、干ばつや豪雨を含む極端な気象現象が頻発しています。

デービッド・バーク:

ケラー RC (テキサス州)



ピガサス(PigとPegasusの造語): ボツワナのカバンゴ・デルタで、イボイノシシが水で満たさ

れた溝を跳び越えています。デルタの湿地帯と水没した平野は、チーター、クロサイ、ライオン、アフリカン・ワイルドドッグなど、世界でも最も絶滅の危機に瀕した種々の生物の避難所となっています。現在絶滅危惧種には指定されていないものの、イボイノシシの個体数は生息地の破壊、干ばつ、密猟により減少傾向にあります。

リック・ロゴウェイ:

クラッカマス RC (オレゴン州)

沈黙の翼に乗って: 壮観な断崖、豊かな松林、そして太平洋の絶景を誇るグレンエデン・ビーチは、オレ



ゴン州中央海岸で最も美しい景観の一つです。しかし、母親が魔法の泡で濡れた杖を振ると、湿った砂浜の上を軽やかに浮遊する薄絹のような泡の光景が広がり、これほど魅惑的な景色はありません。

【その他の作品】

<https://www.rotary.org/ja/a-moment-in-time-rotary-magazine-2025-photo-awards>

